

福岡教育大学 障害学生支援室

平成26年度

活動報告書

## 福岡教育大学

### 障害学生支援室

〒811-4192

福岡県宗像市赤間文教町 1-1

福岡教育大学教育総合研究所附属特別支援教育センター 1階

TEL 0940-72-6062

FAX 0940-35-1458

E-mail: [havefun9@fukuoka-edu.ac.jp](mailto:havefun9@fukuoka-edu.ac.jp)

開室時間 10:15～17:00 (月～金)

平成 27 年 月 発行

福岡教育大学 障害学生支援室

平成 26 年度活動報告書

目次

はじめに	1
1. 福岡教育大学障害学生支援室について	2
2. 平成 26 年度 障害学生支援室活動報告	4
3. バリアフリーマップ	10
4. 平成 26 年度 開催セミナー	11
5. 情報提供としての活動	13
6. 障害学生支援室 平成 26 年度年間スケジュール	14
資料	15

## はじめに

障害学生支援室長 相澤 宏充

平成 26 年度も、障害学生支援に関わっていただきました教職員、学生、関係の皆様のご協力の下、取り組みを行い、このような報告書をまとめることができました。ご協力いただきました皆様には、大変感謝しております。御礼申し上げます。

障害学生支援室を本学が設置し、大学全体としての取り組みを開始してから、5 年以上の時間が経過致しました。その間にも、障害学生支援を巡る状況も大きく変化しております。特に、平成 28 年度からは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されることから、全ての大学において障害学生に対する組織的な支援が浸透することが予想され、大学全体としての障害学生支援事例の蓄積が増大し、それが正のフィードバックとなって、よりよい支援が求められる時代となることでしょう。

本学では、障害学生支援に積極的に取り組んでおりますが、今後は、教員養成大学としての特徴により即した学びをサポートしてゆけるように、研究や努力を重ねることが課題と考えております。支援体制の改善を含め、障害学生支援の充実が、まだまだ必要と思われれます。

皆様の取り組みやご助力をもとに成立している活動ではございますが、今後の一層の発展へ向けて、大学一丸となって、力を合わせて発展させてゆきたいと考えております。ますますのご指導をお願い申し上げます。

# 1. 福岡教育大学障害学生支援室について

## 1-1. 支援体制

本学障害学生支援室は、平成 21 年 11 月に開設され、障害のある学生への教育及び、学生生活の支援を行っている。平成 26 年度は、コーディネーター 1 名、事務補佐員 2 名の合計 3 名で対応した。支援活動に必要なパソコン等の支援機器も障害学生支援室で管理している。



写真 1 支援室内の様子



写真 2 支援機器

## 1-2. 支援学生数

平成 26 年度に障害のある学生の支援スタッフとして登録した学生は、86 名であった。

1・2 年生を中心に増加しているが、平成 25 年度に比べると、30 名減少している。

**支援学生 募集しています!**

支援学生って?  
障害を持っている学生のサポートをする学生のことです!  
↳ 聴覚障害、視覚障害など

具体的には?  
視覚障害学生のために参考書などの拡大資料を作成したり...  
聴覚障害学生が受け取る講義でパソコンテイクをしたり...  
またその講義で使ったDVDに字幕をつけたりなどのサポートをします!

連絡先?  
障害学生支援室  
(教育総合研究部111号特別支援教育センター1F)  
メールアドレス: havefun9@fukuoka-edu.ac.jp  
TEL: 0940-72-6062  
月～金 10時～17時

「障害学生支援室のメンバーは全員に障害のある仲間を支援してくれようという、至らぬ大志を抱いています!」「頑張るぞ!」という人も抱いていない! くだらない事には教えます! 少しでも興味のある方は、ぜひ来てみてください!

**障害学生支援室 member**

中等教育 3年  
私たちが普通に授業を受けられるように、夏休み明けから分らないけれど、決していい、悪くない学生が授業を受けようとしている。私たちが分からないこと、わからないこと、わからないことがあると思います。なので、私たちが支援することはあります。ありがとうございます。

中等書道 1年  
支援室には、支援室が出来るというのを目指して、自分の力を伸ばすという目的がある。支援室のメンバーは、自分の力を伸ばすという目的がある。支援室のメンバーは、自分の力を伸ばすという目的がある。

特支 2年  
支援室で活動している理由は、一人ひとりの個性(才能)が活かされることです。特に、聴覚障害学生への支援では、学生によって見方が見え方が全然違って、そのうち自分が自分(とて)個性になる。おもしろいと思えるので続けたいです。

聴覚障害 学生  
大学の授業では100%の授業で情報保障して受け取ることができています。でも、情報保障がなければ授業を受け取ることができません。なので、自分たちの個性を伸ばすという目的がある。支援室のメンバーは、自分の力を伸ばすという目的がある。

視覚障害 学生  
大学に入って最初の頃は、人に頼るのが当たり前で支援室には行かなくていい。でも、今や受け取った授業に授業を受け取ることができるようになりました。でも、今や受け取った授業に授業を受け取ることができるようになりました。でも、今や受け取った授業に授業を受け取ることができるようになりました。

ぜひ来てみてください!

図 1 支援学生募集のチラシ

平成 26 年度支援室登録学生の学年、所属は表 1 のとおりであった。

表 1 支援学生の学年・所属

学 年		所 属				
大学院	2 年	1 名	大学院	教育科学専攻	教育活動創造コース	1 名
	1 年	4 名			教育臨床心理学コース	2 名
					特別支援教育コース	1 名
					英語教育コース	1 名
学 部	4 年	11 名	学 部	初等教育教員養成課程	国語	1 名
	3 年	15 名			社会科	3 名
	2 年	26 名			数学	1 名
	1 年	29 名			理科	1 名
					英語	4 名
					美術	1 名
					家庭	6 名
					技術	3 名
					学校臨床教育学	4 名
					教育心理学	2 名
				中等教育教員養成課程	社会	1 名
					英語	4 名
					家庭	2 名
					技術	4 名
					書道	2 名
				特別支援教育教員養成課程		32 名
				共生社会教育課程	福祉	6 名
				環境情報教育課程	情報	1 名
				生涯スポーツ芸術課程	芸術	2 名
					音楽	1 名
合計						86 名
(平成 27 年 3 月 31 日現在)						

## 2. 平成 26 年度 障害学生支援室活動報告

### 2-1. 視覚障害学生支援報告

#### ①電子データの提供

利用学生が授業等で使用する配布資料を、授業担当教員より電子データにて提供を受けた。電子データを学生自身の iPad に取り込み、自分の見やすさに合わせて拡大して資料を閲覧する形で受講した。そのため、拡大資料・テキストデータの作成は、行っていない。

#### ②支援機器の貸し出し

学生の使用用途に合わせた支援機器を貸し出した。障害学生支援室で貸し出しを行っている支援機器は表 2 のとおりである。

表 2 支援機器（視覚障害学生支援）

支援機器
拡大読書器（据え置き型・携帯型）
単眼鏡、各種ルーペ
各種スキャナ
立体コピー作成機
点字 PDA
各種ソフトウェア

#### ③教員に対する授業についての配慮願い提出（資料 1 P15）

### 2-2. 聴覚障害学生支援報告

#### ①授業内での情報保障（ノートテイク、ノートパソコンテイク）

利用学生が希望する全ての授業にパソコンテイク（1 コマに 2～3 名）を配置した。利用学生にはタブレット型パソコンを貸し出しており、無線 LAN を使用して教室内の離れた場所においても情報を得ることができる方法をとっている。



写真 3 授業時のパソコンテイクの様子

平成 26 年度の利用学生のパソコンテイク配置授業時数は、表 2 のとおりであった。

表 3 パソコンテイク配置授業時数

	前期	後期
利用学生 A	12 コマ/週	15 コマ/週
利用学生 B	14 コマ/週	12 コマ/週
利用学生 C	9 コマ/週	10 コマ/週
利用学生 D	5 コマ/週	3 コマ/週
利用学生 E	1 コマ/週	3 コマ/週
その他	入学式 新入生オリエンテーション 教員採用試験のための特別講座 集中講義	特別支援課程オリエンテーション 教育実習事前指導・事後指導 教員採用試験のための特別講座 集中講義

### ②支援機器の貸し出し

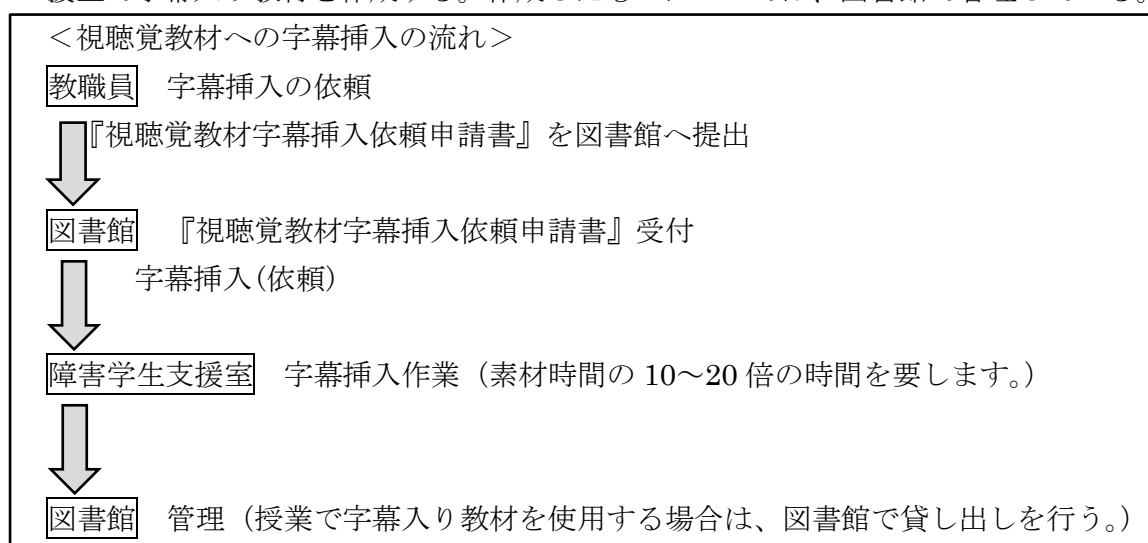
学生の使用用途に合わせた支援機器を貸し出した。障害学生支援室で貸し出しを行っている支援機器は表 3 のとおりである。

表 4 支援機器（聴覚障害学生支援）

支援機器
タブレット型パソコン
補聴援助システム（FM 受信機、FM マイク）

### ③視聴覚教材への字幕挿入

授業で使用する視聴覚教材に字幕を挿入している。視聴覚教材への字幕挿入依頼は、『視聴覚教材字幕挿入依頼申請書』（資料 2 P17）を図書館で受け付け、障害学生支援室で字幕入り教材を作成する。作成したものについては、図書館で管理している。





平成 26 年度に字幕挿入した視聴覚教材は 81 本で、3413 分（56 時間 53 分）であった。

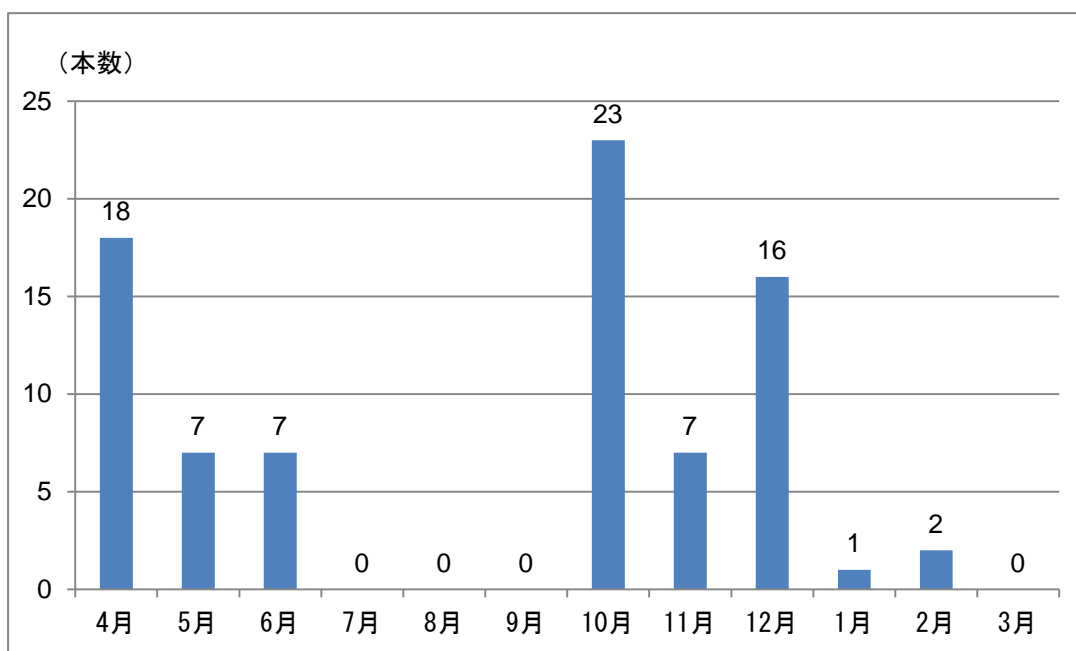


図 2 平成 26 年度 字幕依頼本数

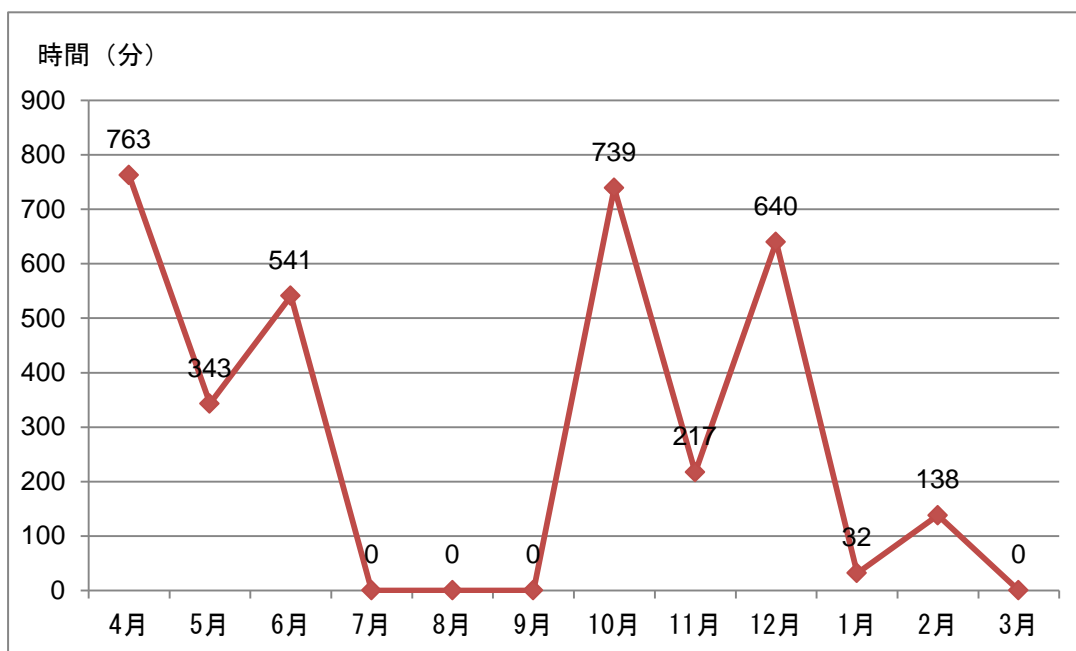


図 3 平成 26 年度 字幕依頼時間数

④教員に対する授業についての配慮願い提出（資料1 P16）

⑤行事や式典での情報保障

オープンキャンパス、入学式・卒業式などの式典において、パソコンテイク（支援学生）を配置し、スクリーンに音声情報を投影した。尚、平成26年度は入学式・卒業式において、手話通訳者（福岡県手話の会連合会に依頼）を派遣し、パソコンテイク・手話通訳により情報保障を行った。



写真4 卒業式における手話通訳の様子



写真5 式典におけるテイクの様子

## 2-3. 病弱・虚弱学生支援報告

①授業内での代筆支援

症状によって、筆記が困難または時間がかかるため、利用学生が希望した授業において代筆支援者（1名）を配置した。

②移動支援

症状によって移動が困難になるため、車椅子介助を行う支援学生を配置し、教室移動を行った。

③教員に対する授業についての配慮願い提出

## 2-4. 発達障害学生支援・肢体不自由学生支援報告

平成26年度は、支援を希望する学生がいなかったため、支援の実施はなかった。

## 2-5. 平成26年度 障害学生支援室内 開催講座報告

障害学生支援室では、支援学生が講師となり、新規登録学生への入門講座を随時行っている。

○ノート・パソコンテイク入門講座 19回

(1回に平均2～3名参加し、合計28名の参加があった。)

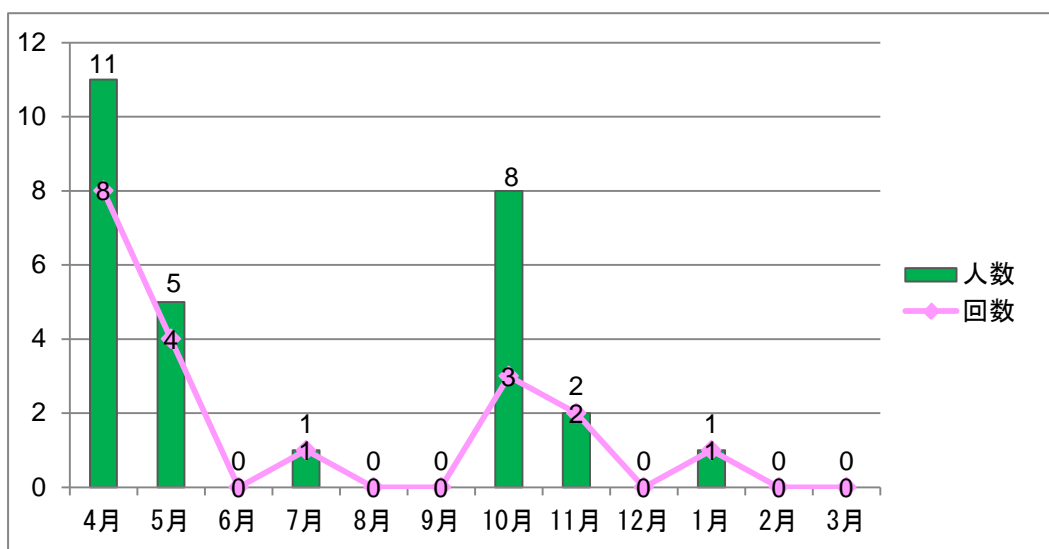


図4 平成26年度 ノート・パソコンテイク入門講座実施回数・人数

○視聴覚教材字幕挿入入門・スキルアップ講座 27回

(1回に平均2～3名参加し、合計35名の参加があった。)

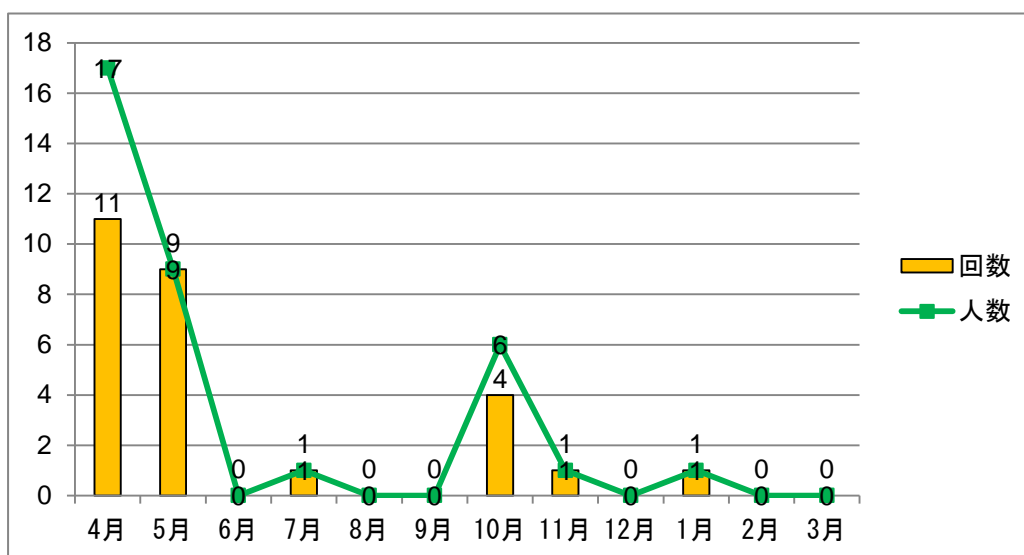


図5 平成26年度 視聴覚教材字幕挿入・入門講座実施回数・人数

○テイク反省会

月1回

## 2-6. 勉強会開催報告

平成 26 年度は、3 回の勉強会を開催した。テーマは、支援学生から希望があったものや、勉強会が必要な時期や対象者によって決定している。第 1 回、第 3 回の勉強会については、学生が講師となり、勉強会の企画・準備・実施を担当した。勉強会には、支援を受ける側の利用学生も加わり、先輩から後輩に支援技術を引き継ぐとともに、様々な立場での学生同士の意見交換や交流の場としても、有意義な時間になっている。

(資料 3 P18-19)

- 第 1 回 : 「字幕挿入 勉強会」
- 第 2 回 : 「パソコンテイク 練習会」
- 第 3 回 : 「バリアフリーマップ中間発表会」



写真 6 勉強会の様子

## 2-7. 利用学生の集い

今年度は、障害学生支援室で支援を受けている聴覚障害学生が集まり、日頃の支援活動に関する事項や、大学生活への悩み等を話し合った。

本支援室では、話し合いの内容を参考に、よりよい支援を行っていくとともに、今後は聴覚障害学生だけでなく、視覚障害学生の集いも開催していきたいと考えている。

## 2-8. 障害学生修学支援ネットワークの拠点校としての活動

本支援室は、独立行政法人日本学生支援機構障害学生修学支援ネットワーク九州・沖縄地区の拠点校として、障害学生への支援実施状況の把握や相談受付、情報提供などを行っている。

他校からの相談受付 15 件 (大学 15 件)

見学対応 6 件 (大学 4 件、文部科学省 1 件、福岡県教育センター 1 件)

専門テーマ別障害学生支援セミナー (平成 26 年 11 月 15 日) 開催

### 3. バリアフリーマップ

#### 3-1. バリアフリーマップ作成

平成 26 年 2 月より、支援学生による学内バリアフリー状況調査とバリアフリーマップ作成を行っている。これらは、障害のある学生や職員が、学内での生活を送るにあたって役立つものを作りたいとの思いから作成することとなった。

尚、平成 28 年 4 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律【通称：障害者差別解消法】」が施行される。又、第 3 次障害者基本計画で高等教育における支援の推進が施策として位置づけられ、施設のバリアフリー化の状況に関する大学の情報公開を促進することが求められていることも作成への後押しとなった。

バリアフリー状況の調査をもとに、バリアフリーマップを作成・印刷し、障害学生支援室のホームページでも閲覧できるようにした。平成 27 年度の新入生オリエンテーション時に配布、学内の各所にも設置した。

#### 3-2. バリアフリーマップに関する作成報告会 【参加者 16 名】

平成 26 年 9 月 14 日に、本学の教職員・学生を対象に「バリアフリーマップに関する作成報告会」を開催した。本報告会では、バリアフリーマップ作成に携わっている学生によるバリアフリーに関連する法律、歴史等をふまえた福岡教育大学のバリアフリー状況についての調査結果報告や、今後の改善策等の提案や意見交換を行った。

(資料 4 P20-42)

参加者からは、作成したバリアフリーマップについての改善策等の意見があがり、それをもとに、3 月に改訂版のバリアフリーマップを作成した。(資料 5 P43-44) 今後も使いやすいバリアフリーマップを目指し、随時改訂するとともに、建物ごとの詳細なバリアフリーマップを作成する予定である。



図 6 報告会ポスター



写真 7 報告会の様子

#### 4. 平成26年度 開催セミナー

平成26年度専門テーマ別障害学生支援セミナー（平成26年11月15日）

主催：独立行政法人 日本学生支援機構

共催：福岡教育大学／九州大学

【参加者 66名】対象 障害学生支援に携わる高等教育機関の教職員

このセミナーは、教職員を対象に、福岡市内において日本学生支援機構、本学、九州大学と共同し、「障害学生への支援力の強化のために」をテーマとして開催され、66名が参加した。

日本学生支援機構から「障害のある学生の修学支援に関する実態調査」に関する報告があり、その後、「人材確保のための募集・PR活動」、「支援学生のモチベーションアップ」の2つのテーマで4グループに分かれ、グループワークを行った。本セミナーの2つのテーマについては、障害学生支援を行う上で各大学ともに共通する課題であり、グループワーク内では活発な意見交換がなされた。



写真8 グループワークの様子



写真9 グループワーク結果発表の様子

当日のプログラムは、次の通りである。

会場：TKP 博多駅前シティセンター

<プログラム>

13:00～

「障害のある学生の修学支援に関する実態調査報告」

説明：日本学生支援機構

13:50～15:20

グループワーク

(1) 「人材確保のための募集・PR 活動」

ファシリテーター

三島 春奈 (熊本学園大学 しょうがい学生支援室 支援員)

太田 富雄 (福岡教育大学 障害学生支援室長)

内田 佳織 (福岡教育大学 障害学生支援室)

(2) 「支援学生のモチベーションアップ」

ファシリテーター

瀬戸 今日子 (名古屋大学 障害学生支援室 コーディネーター)

高柳 茂美 (九州大学基幹教育院、九州大学キャンパスライフ・健康支援センター  
(兼任) 講師)

15:30～16:50

グループワーク結果発表

ファシリテーターからのコメント

質疑応答

以上の他、全てのプログラムにパソコンテイク・手話通訳をつけ、情報保障を行った。  
なお、パソコンテイクは全て、本学の学生サポートスタッフが担当した。

**【参考リンク先】**

日本学生支援機構

平成 26 年度 専門テーマ別障害学生支援セミナー【1】 開催報告

[http://www.jasso.go.jp/tokubetsu\\_shien/event/h26seminar1.html](http://www.jasso.go.jp/tokubetsu_shien/event/h26seminar1.html)

## 5. 情報提供としての活動

福岡大学

「聴覚障がい学生の支援に向けたノートテイク講演会」

(障害学生支援室長太田・障害学生支援室内田)

平成 26 年 9 月 10 日に、聴覚障害のある学生への支援について、福岡大学の教職員・学生を対象にして、本講演会が行われた。障害学生支援室の太田室長と内田を講師として聴覚障害の基礎知識や福岡教育大学の障害学生支援室について、聴覚障害学生への支援について講演・実演を行った。(資料 6 P45-52)

聴覚障害学生が在籍している学部の教員・学生を中心に、約 30 名ほどの参加があった。今後より一層、本学の支援方法・支援技術を、本学の教職員・学生だけでなく、他大学へ情報提供・発信していく必要があると思われる。

<内容>

・講演

～概論および講義資料作りにおけるポイントについて～

福岡教育大学 障害学生支援室長 太田富雄

・実演

ノートテイク&PC テイク実演

福岡教育大学 障害学生支援室 内田佳織



## 7. 障害学生支援室 平成 26 年度年間スケジュール

平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月

平成 26 年		
4 月	上旬	前期授業配慮願い作成・提出
	3 日	入学式にて 手話通訳（福岡県手話の会連合会）、テイカー（支援学生）派遣 オリエンテーション期間（新生サポート対応・支援学生募集） オリエンテーションにてテイカー派遣
5 月	2 日	第 1 回 障害のある学生の支援懇談会 障害学生支援室主催 第 1 回勉強会
6 月	12 日	職場体験受け入れ（障害者就業・生活支援センターはまゆうより） 障害学生支援室主催 第 2 回勉強会
7 月	26 日	オープンキャンパス 情報保障希望者 3 名 支援学生 3 名
	31 日	第 2 回 障害のある学生の支援懇談会 障害学生支援室主催 第 3 回勉強会
8 月	21・22 日	障害学生支援実務者育成研修会＜基礎＞に出席（松永）【東京】
	29 日	障害学生支援ワークショップに出席（松永）【東京】
9 月	10 日	福岡大学「聴覚障がい学生の支援に向けたノートテイク講演会」 （太田室長・内田）
	16 日	「バリアフリーマップに関する作成報告会」 開催
	18・19 日	障害学生支援実務者育成研修会＜応用＞に出席（内田）【東京】
	26 日	第 3 回 障害のある学生の支援懇談会
10 月	上旬	後期授業配慮願い作成・提出
11 月	15 日	平成 26 年度専門テーマ別障害学生支援セミナー開催【福岡市】
	29 日	推薦入試にて障害のある入学志願者への支援テイカー派遣
12 月	1 日	障害学生支援実務者育成研修会＜応用＞に出席（内田）【東京】
平成 26 年		
1 月		
2 月	20 日	第 4 回 障害のある学生の支援懇談会
3 月	23 日	福岡大学「ノートテイクに関する講演会」（太田室長・内田） バリアフリーマップ完成・印刷
	24 日	第 5 回 障害のある学生の支援懇談会
	25 日	卒業式にて 手話通訳（福岡県手話の会連合会）、テイカー派遣（支援学生）

＜配慮願：例（視覚障害） 両面＞

②レポートの場合  
 印刷内容の書かれた資料を拡大コピー（A4をA3に拡大）、または、紙が見やすい書式に変更したのを見て、レポートを作成します。資料については、障害学生支援室で書式を編集させていただければと思います。お手数ですが、ご理解・ご協力をお願いいたします。

以上

障害学生支援室  
 TEL: 0940-71-6062  
 E-mail: hawefun3@fukuoka-u.ac.jp  
 月～金 10:15～17:00

平成〇年〇月  
 障害学生支援室長  
 △△△△

視覚障害のある学生の授業履修に伴う配慮のお願い

本学、〇〇課程〇年次に在籍している、△△△△さん（学籍番号 〇〇〇〇）という視覚障害のある学生が履修しております。

本人は、授業で使用する資料を拡大印刷したり、板書やスライド等は単眼鏡を使用した状態で学んでおります。この度の先生の授業におきましては、下記の授業内交授を希望しておりますので、ご高配いただきたく何卒よろしくお願いたします。

記

1. 授業で使用する資料について  
 普通級の授業では、印刷された紙面上では見えにくいいため、拡大コピー（A4をA3に拡大、パワーポイントの資料であれば、A4用紙にスライド2枚で印刷）または、事前に資料のデータをいただければ、本人が1番見やすい書式に編集した資料を障害学生支援室で作成し、授業時に閲覧していただきます。
2. 支援機器の持ち込みについて  
 板書やスライドを見るときは単眼鏡を使用します。持ち込みについての許可とご理解をお願い申し上げます。
3. 成績を試験で評価される場合は、試験用紙や時間等のご配慮をお願いいたします。  
 ①記述式の試験の場合
  - ・罫線がある用紙の方が見やすく、書きやすいです。しかし、薄い色（水色や黄色等）は罫線があるかどうか判断しづらいため、黒の罫線が適しています。
  - ・試験につきましては、90分の時間をとっていただきますようお願いいたします。
  - ・試験開始前に、印刷用紙や回答用紙等の枚数を口頭でお知らせくださいますようお願いいたします。

＜配慮願：例（聴覚障害） 両面＞

④ ビデオなどの視聴覚教材を使用される場合、事前の字幕の挿入や内容を把握できる資料の配付等のご配慮をお願いいたします。支援室といたしましては、聴覚障害学生が講義の内容をより理解できるように、視聴覚教材への字幕挿入を徹底していきたいと考えております。講義で使用される可能性のあるビデオ教材がありましたら「視聴覚教材字幕挿入依頼申請書」をご記入のうえ、学籍情報センター図書室へご申請ください。著作者の許諾のないものに関しては図書管理となりますので、授業で使用される際は回数毎より貸出を受けてください。使用後は図書室への返却をお願いします。字幕挿入作業は素材時間の10～20倍の時間を要します。3週間前までにご連絡ください。[使用までの期間が短いものに関しましては、文字情報のみ提供いたします]。また、机上デジタル放送を録画される場合には、字幕を焼き付けの録画（機種により可能）にご協力をよろしくお願いいたします。

以上

障害者学生支援室  
TEL : 0940-79-6082  
E-mail : havefun9@fukuoka-odu.ac.jp  
月～金 10:15～17:00

平成〇年〇月  
障害者学生支援室長  
△△△△

聴覚障害のある学生の授業履修に伴うご配慮のお願い

本学、〇〇課程〇年次に、△△△△さん（学籍番号〇〇〇〇）という聴覚障害のある学生が在籍しております。  
本人は、ノートテイタ（筆記通訳）を用いて本学で学んでおります。この度の先生の授業におきまして、下記の授業内支援を希望しておりますので、ご高配いただきましたこと何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1. ノートテイカー（筆記通訳者）の配置について

- ① 授業には、2名～3名のノートテイカーを配置します。支援担当の学生がノートテイカーを務めます。本学では、パソコンを利用したテイタを行っております。ノートテイカーは、前方の黒板の近くの席を希望いたしますので、ご理解・協力をお願いいたします。
- ② ノートテイカーが、できる限り正確に授業の内容を通報できますよう、授業時に受講者に配付する資料をノートテイカーにもお渡しいただきますようお願いします。パワーポイントなどのご使用時には、学生に1部、ノートテイカーに2部、配付いただけますようお願いいたします。事前に資料をいただければ、当日までにコピーいたしますので、ノートテイカーまたは、障害者学生支援室にお申し付けください。
- ③ 実習など、医学以外の授業の際は、事前にご連絡ください。移動可能な方たちでテイタを行います。

2. 授業について

- ① 聴覚障害のある学生は、口話法（語り）を習得している場合が多く、はっきりした発音と口の動きでゆっくりと授業を進めていただくことで、授業参加が大変しやすくなります。板書時には、後ろ向き状態で話さないようご配慮をお願いいたします。また、学生に発言させる際にはご注意いただけますようお願いいたします。
- ② 口話法を習得している学生の場合でも、文字からの情報を主としてしている場合が多いため、資料配付や板書を増やすなどの視覚情報提供へのご配慮をお願いいたします。

＜視聴覚教材字幕挿入依頼申請書＞

支援申請書類\_様式0-視聴覚教材字幕挿入依頼申請書

## 視聴覚教材字幕挿入依頼申請書

平成 年 月 日

申請者氏名 \_\_\_\_\_

申請者所属 \_\_\_\_\_

連絡先	電話	
	E-mail	

下記のとおり視聴覚教材への字幕挿入を依頼します。

映像名	
使用部分 (使用時間等)	
使用授業名	
使用予定日	
備考	

＜著作権者の許諾について＞ 下記のいずれかにレ印を記入ください。

自作映像

著作権者の許諾有 字幕付き教材を作成後、返送いたします。管理をお願いいたします。

著作権者の許諾無 字幕付き教材及び文字情報については、大学図書館にて管理いたします。大学図書館にて貸出可能です。

字幕挿入依頼申請前に必ずお読みください。

- ▶ コピーガードがかかっている視聴覚教材については、著作権者から許可が得られた場合につき、字幕挿入致します。
- ▶ 目的以外の使用はしないでください。
- ▶ 字幕挿入作業は時間を要しますので、使用予定日の3週間前までに依頼申請書をご提出ください。

大学図書館 記入欄	受付日	担当者印	障害学生支援室 記入欄	作成依頼日	担当者印
	年 月 日			年 月 日	
大学図書館 記入欄	返却日	担当者印	申請者及び担当者 記入欄	受渡日	担当者印
	年 月 日			年 月 日	

※ 申請者及び担当者記入欄は、著作権の許諾が有り、申請者で管理を行う場合のみ記入。

※上記の書類は、下記でもダウンロード可能

福岡教育大学障害学生支援室 HP <http://ww1.fukuoka-edu.ac.jp/shien/>

＜リンク＞ 福岡教育大学 HP → 学生生活

→障害のある学生の支援 → 障害学生支援室

<第1回 勉強会資料まとめ>

平成26年5月28日(水)、30日(金)

**第1回勉強会 『字幕挿入 勉強会』**

昨年度から字幕挿入の依頼がどんどん増えてきています。そこで、日頃から字幕挿入に協力してくれている学生に講師をお願いして、字幕挿入についてみんなで考え、よりよい字幕挿入ができるように勉強会を行いました。(講師：3名、参加者：18名)

**★どうして字幕が必要だと思いますか？**

- ・不安をなくすため。
- ・聴覚障害のある人にとって、字幕が音のかわりだから。
- ・TVを楽しめるようにするため。  
→字幕がないと、人の表情や行動でしか状況を予想することができななので楽しめない。
- ・誰もが同じように内容を理解できるようにするため。情報を得るため。  
→内容が分からないというのは勉強する権利があるのに、不平等になる。
- ・リアルタイムでの情報保障のため。  
→テイクや文字起こしの情報保障だと、映像とテキストを見るのが大変。  
(テイクも大変で、どうしても要約した情報保障になってしまう。正確じゃないかも?)  
→あっち見て、こっち見ての状態になってしまって、よく分からない。

字幕挿入の意義をみんなで考えた上で、文字起こしから字幕挿入の流れ、ルールについて考えました。

**★期限内に丁寧にしないといけないのはどうしてでしょうか？**

- ・授業に間に合わせるため。  
→確認する時間も必要！
- ・正確な情報を伝えるため、丁寧にしなければいけない。  
→字幕を見る側も、丁寧な字幕でなければ内容把握に時間がかかってしまう。
- ・仕事としてやっているのだから、期限を守る必要がある。

字幕挿入は、作業を分担して行っています。文字起こし、字幕挿入のルールを守って(統一されたルールで行う、期限内に提出しない場合、次の作業の人の負担が大きくなってしまいます)。

**【字幕挿入の流れ】**



今回は、字幕挿入作業を行う前に、音なしの字幕挿入教材（ルール通りの字幕、ルールを無視した字幕の2つ）を見てもらいました。

★音なしの字幕挿入教材を見て、どう感じましたか？

【ルール通りの字幕挿入教材】

- ・音がない状態よりは分かりやすかったけど、読むのが大変だった。
- ・内容が把握できた。
- ・字幕に頼って、映像を見ていたので、逆に映像をあまり見れなかった。
- ・聴覚障害者にとって、正確な字幕の大切さが分かった。

【ルールを無視した字幕挿入教材】

- ・授業でこの教材が流れると、分かりづらいので、少し不安になるかもしれない。
- ・内容を把握しづらい。字幕が見にくい。
- ・慣れてないと、長い文章の場合は読み終わる前に字幕が流れてしまう。
- ・誤字等があって、読みづらかった。
- ・全体的にそろってない感じで、落ち着いて字幕を見れなかった。
- ・字幕を追うことに必死で映像をじっくり見れなかったので、読みやすい字幕の方がいい！

★よりよい字幕とは、どんなものでしょうか？

- ・必要な人のことを考えて、見やすいことが第一！適度な文字数で！
- ・リアルタイムに、正確な情報が得られるもの。（音声情報をなるべく全部）
- ・誤字等がもちろん、ない字幕。

【聴覚障害学生より】

見やすければ見やすいほど助かります！

正直、ここまでルールが細かく統一されているとは思ってなかった…。



よりよい字幕挿入について考えた上で、実際にルールを無視した字幕を、話し合いながら読みやすい字幕に変換していきました。1年生が多く参加してくれた勉強会だったので、まだ慣れていない人もこれから作業がしやすくなったのではないかと思います！

★勉強会の感想

- ・これからより質のいい字幕を仕上げていきます！
- ・きちんとできるか心配になったけど、勉強したことを生かして頑張りたい！
- ・再確認できたことや、理解を深めることがたくさんあった。
- ・他の人の意見も聞くことができたので、良かった。
- ・自分に足りない部分があったので、マニュアル通りにやっていきたい。
- ・字幕を見る側にとっていい字幕にできるように頑張りたい。
- ・字幕を挿入することの意味などが改めて分かって、参加してよかった。
- ・相手の立場になって考えることは大切だと思った。
- ・もっと字幕挿入について、慣れていきたい。
- ・誰が作業してもいい字幕ができるようにしていけたらいい。



＜バリアフリーマップに関する作成報告会 発表資料＞



### 配布資料

- 福岡教育大学バリアフリーマップ
- バリアフリーマップ集
- スライド資料(「バリアフリーマップに関する作成報告会」)
- 調査結果報告集
- アンケート



### バリアフリーとは


- 「バリア(障壁)」を「フリー(のぞく)」  
→障壁となるものを取り除き、生活しやすくなることを意味する
- 最近では、建物内の段差など、物理的な障壁の除去という意味合いから、より**広い意味**で使われることもある。
- 「バリア」…
  - 物理的バリア
  - 制度的バリア
  - 文化・情報面でのバリア
  - 意識上のバリア(「障害者白書」平成12年)  
<http://www6.cao.go.jp/fukugaku/kitapopsu/pakyou/h12/j14.html>

### 物理的バリア

歩道の段差、車いす使用者の通行を妨げる障害物、乗降口や出入り口の段差等の物理的な障壁

例えば...

- 路上の放置自転車
- 狭い公衆トイレなど




### 制度的バリア

障害があることを理由に資格・免許等の付与を制限する等の制度的障壁

例えば...

- 飲食店に盲導犬が入れない。
- 入試などの際に配慮が行われていない。



## 文化・情報面でのバリア

音声案内、点字、手話通訳、字幕放送、分かりやすい表示の欠如などによる文化・情報面での障壁

例えば...

- 交差点の信号機
- 駅の音声案内など



## 意識上のバリア

心無い言葉や視線、障害者を庇護されるべき存在としてとらえる等の意識上の障壁(心の壁)

例えば...

- 偏見や差別
- 憐れみや同情



## バリアフリー

1950年代 「ノーマライゼーション」を目指す運動が活発になる。

→各地でバリアフリー運動

### ノーマライゼーションとは

障害者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し活動することが社会の本来的なべき姿であるという考え方。また、そのための環境の成立を目指す活動、運動のこと。

1994年 「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」  
(通称、**ハートビル法**)

### 第一条

この法律は、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる建築物の建築の促進のための措置を講ずることにより建築物の質の向上を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。(引用)

→不特定多数の人の出入りする公共的な建築物(鉄道駅や百貨店、ホテルなど)に高齢者や身体障害者などの社会的弱者への対応を、建築物の所有者について義務付けるもの。

(車椅子、点字ブロック他)

2000年 **高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律**  
(通称、**交通バリアフリー法**)

⇒あらゆる人々が交通施設を使う場合の安全・利便を確保する重要性から、関連施設のバリア除去を中心とした改善を促す法律

車内、各種乗降施設、駅前広場、道路などのバリアフリー化について、明記している。  
⇒バスではノンステップバスの導入、鉄道車両では車いす用のスペース設置、駅ではエレベーターなどの設置など

⇒拘束の厳しさを新設駅

エレベーター、エスカレーター、スロープ、障害者対応型トイレ、ブロックなどの施設設置が、義務づけられている。



2006年 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」  
(通称、**バリアフリー新法**)

- ・ ハートビル法と交通バリアフリー法の2法を合わせた
- ・ 車椅子と人がすれ違える廊下
- ・ 通路巾の確保(1.2m)
- ・ トイレの一部に車椅子用のトイレがひとつはある
- ・ 目の不自由な人も利用しやすいエレベーターがある
- ・ その他
- ・ (注)バリアフリー新法では、ホテル等の客室について、客室総数50以上の場合は、車いす使用者が円滑に利用できる客室を一以上設けることとしている。



利用円滑化誘導基準（バリアフリー化の好ましいレベル）

- ・ 車椅子同士がすれ違える廊下・通路中の確保（1.8m）
- ・ 車椅子用のトイレが必要な階にある
- ・ 目の不自由な人も利用しやすいエレベーターがある
- ・ その他

建築設計上の主な具体的な注意事項は以下のようである。

- ・ 床はなるべく段差を設けない
- ・ 床の段差はスロープとし、1/12以下の勾配とする。（16cm以下の段差の場合は1/8以下）
- ・ 床仕上げは滑りにくいものとする
- ・ 階段やスロープに近接する床には点状ブロックを設ける
- ・ 出入口巾は90cm以上にする（誘導基準では90cm以上）
- ・ 身障者用駐車場を設ける
- ・ その他

## バリアフリー対応にかかわる 利用円滑化基準

- ・ 「特別特定建築物」
- ・ 「特定建築物」

福岡教育大学などの学物

「特定建築物」

※新設・増築建築物

特定建築物	特別特定建築物
<p>バリアフリーの仕様に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない</p> <p>学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホーム、その他の多数の者が利用する政令で定める建築物又はその部分を含む、これらに附属する建築物特定施設を含むものとする。</p>	<p>基準で定められたバリアフリーの仕様に適合させなければならないという義務がある</p> <p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物であって、利用円滑化が特に必要なものとして政令で定めるものをいう。</p>

### 学校施設のバリアフリー化等の推進について

「学校施設バリアフリー化推進指針」

学校施設のバリアフリー化等の推進に関する基本的な考え方

- 1 学校施設のバリアフリー化等の視点

  - 障害のある児童生徒等が安全かつ円滑に学校生活を営むことができるように配慮
  - 学校施設のバリアフリー化等の教育的な意義に配慮
  - 運営面でのサポート体制等との連携を考慮
  - 地域住民の学校教育への参加と生涯学習の場としての利用を考慮
  - 災害時の応急避難場所となることを考慮
- 2 既存学校施設のバリアフリー化の推進

  - 関係者の参画と理解・合意の形成
  - バリアフリー化に関する合理的な整備計画の策定
  - 計画的なバリアフリー化に関する整備の実施

※文部科学省「学校施設バリアフリー化推進指針」、平成16年度

## バリアフリーマップとは

「バリアフリー情報マップは、車いすを利用しているかたをはじめ、視覚に障がいのあるかた、聴覚に障がいのあるかた、高齢のかた、妊産婦、子供づれのかたなどが外出する際に、安全に安心して出かけていただくために県内施設のバリアフリー情報をお届けするもの」

「みやざきバリアフリー情報マップ」より  
<http://m-bfree.pref.miyazaki.jp/what/index.html>

## 宮崎バリアフリー情報マップ



[県庁](#)
[県庁](#)
[県庁](#)
[県庁](#)

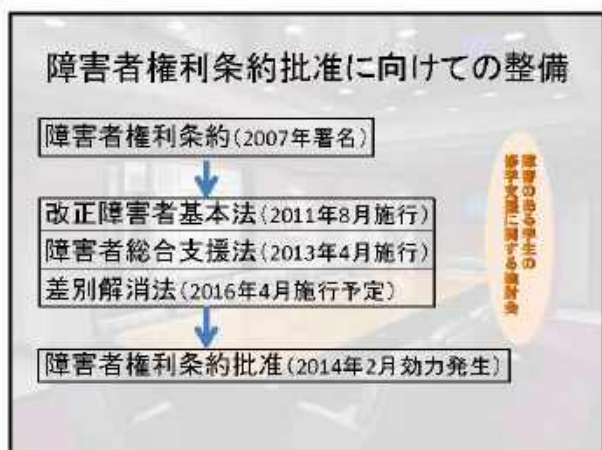
[県庁](#)
[県庁](#)
[県庁](#)

[県庁](#)

[県庁](#)

[県庁](#)

[県庁](#)



### 障害者権利条約

正式名称:「障害者の権利に関する条約」  
2006年 採択→2007年 署名→2013年 国会承認→  
2014年 批准書の寄託 公布及び公示 日本での効力発生

**障害者権利条約とは**

障害者の人権や個人の自由が侵害されず、障害者特有の困難を軽減するため、障害者に権利の平等及び適切な支援を規定し、これを国際条約とする。

**主な内容**

- 締約国は、すべてあらゆる個人（この条約批准の目的→条約に）の利益を
- 締約国が社会で受ける、受けとれることを促進
- 条約の目的を達成するための法的措置、等

※ 締約国の責任は、条約に定められていないが、締約国の権利の確保のために必要と認められる場合、締約国は、条約の目的を達成するために必要と認められる措置を講ずることがある。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/wakaru/topics/vol109/index.html>

- ### 障害者の権利に関する条約
- 一般原則(第3条)**  
(障害者の尊厳、自律及び自立の尊重、無差別、社会への完全かつ効果的な参加及び包容等)
  - 一般的義務(第4条)**  
(いかなる差別もなしに、すべての障害者のあらゆる人権及び基本的自由の確保、及び促進等)
  - 障害者の権利実現のための措置**  
(自由権的権利及び社会権的権利について締約国がとるべき措置を規定。)
  - 条約の実施のための仕組み**  
(条約の実施及び監視のための国内の枠組みの設置や報告)

### 障害者権利条約

**第五条 平等及び無差別**

- 締約国は、全ての者が、法律の前に又は法律に基づいて平等であり、並びにいかなる差別もなしに法律による平等の保護及び利益を受ける権利を有することを認める。
- 締約国は、障害に基づくあらゆる差別を禁止するものとし、いかなる理由による差別に対しても平等かつ効果的かつ法的保護を障害者に保障する。
- 締約国は、平等を促進し、及び差別を撤廃することを目的として、合理的配慮が提供されることを確保するための全ての適当な措置をとる。
- 障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、この条約に規定する差別と顧してはならない。

外務省HP  
[http://www.mofa.go.jp/mofaj/tp/ty\\_ha/page22\\_000899.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/tp/ty_ha/page22_000899.html)

## 改正障害者基本法

- ① 障害者の自立・社会参加の支援等のための施策への基本的理念
- ② 基本的施策
- ③ 国、地方公共団体等の責務を明確化

「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。」

### 第3次障害者基本計画の概要

1. 障害者基本計画（第3次）について

2. 基本理念

3. 基本原則

4. 各分野に共通する横断的課題

5. 施策の展開

6. 施策の展開

7. 障害者基本計画の推進

8. 障害者基本計画の推進

9. 障害者基本計画の推進

10. 障害者基本計画の推進

11. 障害者基本計画の推進

12. 障害者基本計画の推進

13. 障害者基本計画の推進

14. 障害者基本計画の推進

15. 障害者基本計画の推進

16. 障害者基本計画の推進

17. 障害者基本計画の推進

18. 障害者基本計画の推進

19. 障害者基本計画の推進

20. 障害者基本計画の推進

21. 障害者基本計画の推進

22. 障害者基本計画の推進

23. 障害者基本計画の推進

24. 障害者基本計画の推進

25. 障害者基本計画の推進

26. 障害者基本計画の推進

27. 障害者基本計画の推進

28. 障害者基本計画の推進

29. 障害者基本計画の推進

30. 障害者基本計画の推進

31. 障害者基本計画の推進

32. 障害者基本計画の推進

33. 障害者基本計画の推進

34. 障害者基本計画の推進

35. 障害者基本計画の推進

36. 障害者基本計画の推進

37. 障害者基本計画の推進

38. 障害者基本計画の推進

39. 障害者基本計画の推進

40. 障害者基本計画の推進

41. 障害者基本計画の推進

42. 障害者基本計画の推進

43. 障害者基本計画の推進

44. 障害者基本計画の推進

45. 障害者基本計画の推進

46. 障害者基本計画の推進

47. 障害者基本計画の推進

48. 障害者基本計画の推進

49. 障害者基本計画の推進

50. 障害者基本計画の推進

51. 障害者基本計画の推進

52. 障害者基本計画の推進

53. 障害者基本計画の推進

54. 障害者基本計画の推進

55. 障害者基本計画の推進

56. 障害者基本計画の推進

57. 障害者基本計画の推進

58. 障害者基本計画の推進

59. 障害者基本計画の推進

60. 障害者基本計画の推進

61. 障害者基本計画の推進

62. 障害者基本計画の推進

63. 障害者基本計画の推進

64. 障害者基本計画の推進

65. 障害者基本計画の推進

66. 障害者基本計画の推進

67. 障害者基本計画の推進

68. 障害者基本計画の推進

69. 障害者基本計画の推進

70. 障害者基本計画の推進

71. 障害者基本計画の推進

72. 障害者基本計画の推進

73. 障害者基本計画の推進

74. 障害者基本計画の推進

75. 障害者基本計画の推進

76. 障害者基本計画の推進

77. 障害者基本計画の推進

78. 障害者基本計画の推進

79. 障害者基本計画の推進

80. 障害者基本計画の推進

81. 障害者基本計画の推進

82. 障害者基本計画の推進

83. 障害者基本計画の推進

84. 障害者基本計画の推進

85. 障害者基本計画の推進

86. 障害者基本計画の推進

87. 障害者基本計画の推進

88. 障害者基本計画の推進

89. 障害者基本計画の推進

90. 障害者基本計画の推進

91. 障害者基本計画の推進

92. 障害者基本計画の推進

93. 障害者基本計画の推進

94. 障害者基本計画の推進

95. 障害者基本計画の推進

96. 障害者基本計画の推進

97. 障害者基本計画の推進

98. 障害者基本計画の推進

99. 障害者基本計画の推進

100. 障害者基本計画の推進

## 障害者差別解消法

正式名称:「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」  
(平成25年法律第65号)  
施行:平成28年4月1日(一部の附則を除く)

目次

第一章 総則

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

第五章 雑則

第六章 罰則

附則

[http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/law\\_h25-65.html](http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/law_h25-65.html)

## 障害者差別解消法

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七條 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的配慮をしなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三條 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

[http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/law\\_h25-65.html](http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/law_h25-65.html)

## 障害者差別解消法

(定義)

第二條 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体(地方公共企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十号及び附則第四條第一項において同じ。)及び地方独立行政法人をいう。

本学は行政機関に該当するので、義務が課せられる。

## 障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告 (第1次まとめ)

障がいのある学生の修学支援に関する検討会  
(2012年 文部科学省 高等教育局設置)

↓

第1次まとめ

1. 大学等における合理的配慮の対象範囲
2. 合理的配慮の考え方
3. 国・大学等及び独立行政法人等が取り組むべき①短期的課題  
②中・長期的課題

(6) 施設・設備  
(7) リアプリーの状況の情報提供  
○障害者が大学等施設のリアプリーの状況を把握しやすいよう、リアプリーマップを作成・提供するなど、情報提供を行う。

障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告(第1次まとめ)  
[http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/law\\_h25-65.html](http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/law_h25-65.html)

### バリアフリーマップを作成している大学

早稲田大学	創価大学
大阪大学	岡山大学
筑波大学	山口大学
京都大学	京都教育大学
東京大学	埼玉大学
フェリス学院大学	横浜国立大学
高知大学	法政大学
立教大学	岩手大学
同志社大学	和歌山大学 など



### 福岡教育大学のバリアフリーマップ

期間：2014年3月から～  
場所：福岡教育大学内の建物及び道路  
2014年2月～3月 全体のバリアフリーマップ  
2014年5月～ 全体のバリアフリーマップ  
(改訂版)  
建物ごとのバリアフリーマップ

### 福岡教育大学バリアフリーマップ

- 全体図  
(身障者用トイレ、身障者用駐車場、坂道、スロープ、エレベーターなど)
- 教棟ごとのマップ  
教職大学院棟、英語・書道教棟、家政教棟、保健・体育教棟、教育総合研究館、特別支援第二教棟、幼児教育教棟、教育心理棟、キャリア支援センター、学生会館、自然科学教棟、附属特別支援教育センター、人文社会教棟
- (身障者用トイレ、オストメイト用水洗器具設置、エレベーター、自動ドア、スロープなど)

### 福岡教育大学のバリアフリーマップ

- 「なるべく多くの人に利用していただきたい」  
「福岡教育大学を訪れる様々な困難を抱える人にバリアフリーマップを活用していただきたい」と考えています。
- 「知らないことに対する不利益を減らしたい」  
「知ることで解決できるバリアもあるのではないだろうか」と考えています。
- 「どんなことがバリアになるのだろうか」  
「マップを見ることで、バリアとはどのようなものがあるのかを感じてもらいたい」と考えています。

## 福岡教育大学の現状

### 学内調査の視点

#### ○ 調査項目の作成・実施

屋内、屋外、トイレの3つに分割し、実際にその場へ行き調査。  
視点・・・車いす利用者、視覚障害、聴覚障害、内部障害等

チェックリストは、国土交通省によって出された『建築物移動等円滑化基準チェックリスト』を参考に作成。

### 学内調査の視点

#### ★ 屋外

- 通行の際の障害となるものがないか  
→段差・障害物など
- 坂道の傾斜(について(角度など)  
→実際に車いすを利用してみてどう感じたか。  
・利用者の視点  
・支援者の視点
- 点字ブロックの有無

### 学内調査の視点

#### ★ 屋内

##### ① 廊下

- 外からの入り口は自動ドアか。段差があるのであれば、スロープが設置されているか。
- 廊下に障害物などはないか
- 車いすで教室に進入可能か。(目安:80cm以上)
- (2階以上の建物で)エレベーターは設置されているか  
→あれば、広さや音声案内・点字案内の有無



### スロープの基準

使用状況	自力歩行	介助を介助者	一般の介助者	最大対応段差
	5°	8°	12°	15°
	介助者なしで歩行	高齢者のみで介助	脚の重みのみで介助	傾斜・歩行可能な限界

※あくまで「この角度は容易」ではなくて、「最大でこの角度まではなんとかかできる」という数値

参考:ホームケアふくおか

### 車いすのサイズ

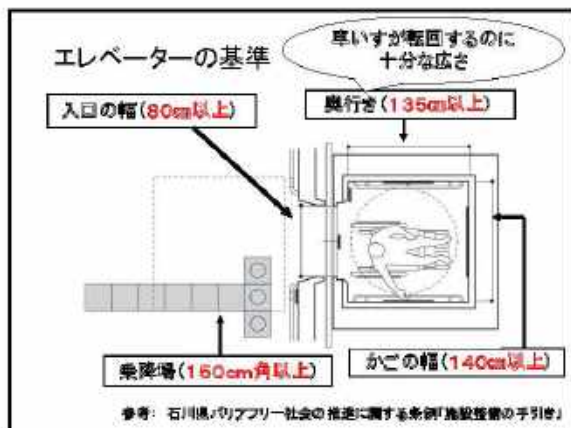
#### ★ 通常のサイズ



#### ★ 大きめのサイズ



参照:おらぎに星 車椅子本誌



### 学内調査の視点

★ 屋内

② 教室内

- ドアの種類(押す・引くなど)
- 入口の幅
- 机間の幅  
→ 車いすですることが可能なのは、幅80cm以上
- 車いすのまま受講可能か
- 教室・棟の案内表示

### 学内調査の視点

● トイレ

- ・身障者用トイレの有無  
→ 洋式トイレ・手すり・車いす利用のための十分な広さ
- ・オストメイト専用の水洗器具の有無
- ・水洗器具設置のマーク

※マーク例 →

※オストメイト…癌や事故などにより消化管や尿管を損なったため、腹部に排泄のための開口部(ストーマ:人工肛門・人工膀胱)を付けた人のこと。

### オストメイト用水洗器具

※器具を装着する際に見る姿見の鏡があるとなお良くなる。

### 調査結果

～学生の1日の動きを想定して～

- ・朝通学して、帰宅するまでの車いす利用学生の1日を想定。

- ① 正門(通学)
- ② いろいろ室
- ③ 共通講義棟(午前中の講義)
- ④ 学生会館(昼食など・セラー・売店)
- ⑤ 教育実習総合センター(午後の授業)
- ⑥ 学生課
- ⑦ いろいろ室、正門(帰宅)

⇐ 利用者の視点  
→ 支援者の視点

### 正門・正門～学内までの坂

詳細は学内調査資料集p.53を参照

① 正門

通用門から入ると、定年坂の途中に車止めがあり入れない。



- ・車いすで通学した場合、自転車用の入口から入校可能
- ・車で来校した場合、車で坂を上っていくことが可能  
(門衛所にて許可を得る必要がある)

② 正門～学内までの坂



- ・車いすで上がっていく場合、坂に入ってからすぐの段差  
⇒ 自力で上がることは容易ではないが可能

② 正門～学内までの坂



- ・上(に)上がるまで(約450m)、終始坂道(傾斜・約6度)  
⇒ 自力のみで上がることはきつかった。  
➡ 坂が長いので、支援するのは楽ではない。

共通講義棟



CAMPUS MAP

詳細は学内調査資料集p.35～39を参照

③ 共通講義棟(入口)



スロープを上ると自動ドアがあり、入ることができる。  
⇒ 傾斜がゆるく(約4度)自力で上がる事ができる。  
➡ 押して上がるのに、それほど困難は感じない。

③ 共通講義棟(教室への入口)



共通講義棟の教室への入口はすべて手前1口ドア。ドアが軽いので、自力で開けて入ることが可能。誰かに開けてもらえばもっと楽に入れる。

入口の幅は、80cmで、車いすでの進入は可能。

表示が若干高いが、車いすの高さからでも見ることができる。

③ 共通講義棟  
(机が固定されている教室)



机間の幅が50cmしかなく、車いすでの進入は不可能  
→椅子が外せる仕様なら、一番後ろの席で受講することが可能。

③ 共通講義棟  
(机が固定されていない教室)



机・椅子を動かすことができる  
→教室に入ること、教室内を移動することが可能になる。

③ 共通講義棟(身障者用トイレ)



実際の表示



水洗器具設置マーク

オストメイト専用の水洗器具が備わっている。  
→「水洗器具設置」のマークがあると分かりやすい。

③ 共通講義棟(エレベーター)



車いす利用のための広さは十分ある  
(エレベーター基準を満たしている)

点字もついているため、  
点字利用者も利用しやすい。

学生会館



詳細は学内調査資料集p. 7を参照

④ 学生会館(入口前)



ATM前や自動販売機前が段差に  
なっていて、  
車いすでは利用が困難。

☆ATM  
→ドアが若干開けにくいものの、  
支援者がいれば利用できる

☆自動販売機  
→お金を入れることはできるが、  
一番上の飲み物のボタンを押す  
ことは困難



④ 学生会館(入口)



自動販売機前の幅  
60cm~85cm

スロープが設置されているため、車いすでも進入可能。  
⇒楽に自力で上がることができた。

④ 学生会館(身障者用トイレ)



広さや設備が充実していて、  
設置基準を満たしている。  
オストメイト専用の水洗器具も、  
シャワーが設置してある。

④ 学生会館(エレベーター)



車いす利用のための広さは十分ある  
(エレベーター基準を満たしている)

点字もついているため、  
点字利用者も利用しやすい。


④ 学生会館(2階・生協前)



階級の隣に昇降機

生協前(エレベーターフロア)からキャリア支援センターまでは、  
昇降機があるので車いすでも移動可能。

④ 学生会館(キャリア支援センター前)



キャリア支援センター前にはスロープが設置  
→傾斜・幅ともに車いす利用に十分。

④ 学生会館(セレーノ)

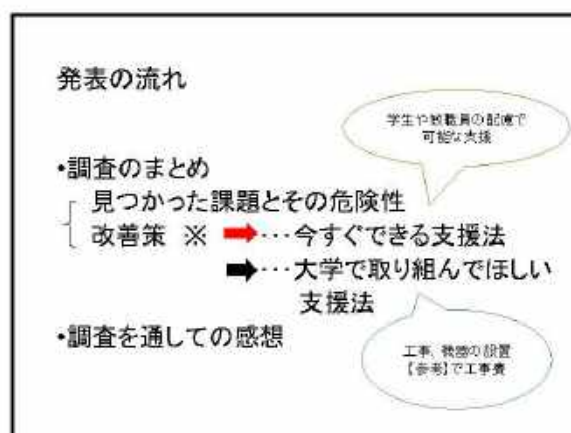


車いすでの移動→人通りがあるため楽ではないが、可能  
注文・会計・食事は、混雑していなければ可能。  
混雑時でも、支援者がいれば利用できる。





調査のまとめと課題



### 調査のまとめ

#### 障害別にみたバリア

- 肢体不自由(車いす利用者)
- 視覚障害
- 内部障害(オストメイト)
- 聴覚障害

### 調査で見つかった課題 (肢体不自由)

#### 調査で見つかった課題 (肢体不自由)

- 地面が凸凹している。
- スロープまでに障害物がある(屋外・屋内)  
→ 車いすだと小さな段差でも乗り越えることに  
**多大な力**を要する  
振動から姿勢を崩すことも  
(姿勢を崩すと、車いすから**転落**する可能性も)

大教室、音楽教棟、特別支援教育センターに向かう道



学生支援課へ向かう下り坂





課題に対する解決策

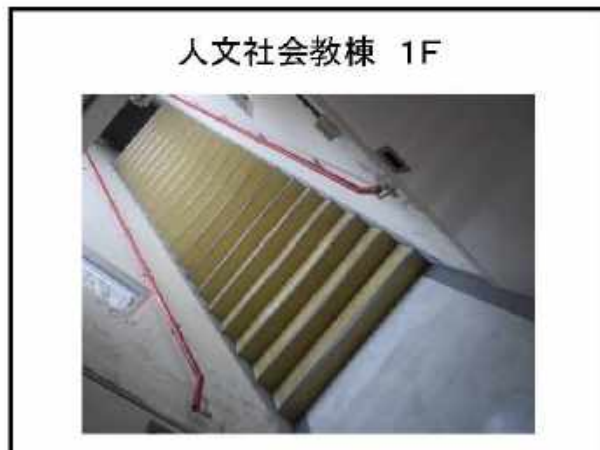
- 凸凹している道やスロープ前の段差
  - ➡自力で移動できない場合は**車いすをおす**という支援が必要
  - ➡**なめらかな道**に改装する

【参考】  
 ☆舗装工事(コンクリート敷き詰め) 施工費用  
 1㎡・・・3万円(別途消費税1,500円)  
 ※変動する可能性あり

調査で見つかった課題  
(肢体不自由)

- エレベーターが設備されていない  
(人文社棟、大教室)  
→教室まで**たどり着けない**。
- 机間がせまく(**机間80cm以下**)、  
車いすでの移動が困難  
(大教室、特Ⅰ・Ⅱ)  
→**車いすからいすへの移動も困難**

幅が80cm標準的な車椅子が通行可能





### 課題に対する解決策

- エレベーターが設備されていない
- ➡ 数人で車いすを持ち上げる支援
- ➡ 講義を1階の教室で行う
- エレベーター・階段昇降機またはスロープの設置工事

【参考】

- ☆エレベーター設置工事…1基あたり7,500万円
- 階段昇降機設置工事…168万円
- スロープ設置工事…43万円

※変動する可能性あり



### 課題に対する解決策

- 机間が狭く、移動に制限
- ➡ 本人の希望する席への移動支援を行う
- ➡ 講義を机、椅子が可動式の教室で行う
- 机間を広くする(幅20cm以上)

移動支援とは…  
本人を抱えて運ぶ  
歩行の補助支援 等

### 調査で見つかった課題 (視覚障害)

### 調査で見つかった課題 (視覚障害)

- 点字ブロックががたついている  
→ 段差に気づかずに  
つまづいて転倒する恐れが
- 点字ブロックが途中で途切れている  
→ どこに向かっているのかわからなくなる



### 課題に対する解決策

- がたついた点字ブロック
  - ➡注意を促す
  - ➡点字ブロックを整備する

### 課題に対する解決策

- 途切れた点字ブロック
  - ➡目的地まで誘導
  - ➡点字ブロックの設置
  - ➡ガイドヘルプの設置

【参考】  
☆点字ブロック設置  
(貼り付け式、ブロック式) 1枚900円～  
※施工費は別  
変動する可能性あり

### 調査で見つかった課題 (視覚障害)

- 溝がふさがれていない
  - ➡溝に気づかず、転落する可能性
- 地図、掲示板に点字がない
  - ➡目的地がわからず、たどり着けない可能性
  - ➡重要な情報を把握できない可能性





### 課題に対する解決策

- ふさがれていない溝
- ➡溝におちないように誘導
- ➡溝に格子(グレーチング)をはめる

【参考】

☆溝の幅によって価格変動  
溝幅20cm・・・21,500円  
※変動する可能性あり

### バリアフリーのグレーチング

車イスの車輪がはまらない  
すべりにくい

株式会社 カワグレ  
[http://www.kawagure.co.jp/udg/udg\\_seihin.html](http://www.kawagure.co.jp/udg/udg_seihin.html)

### 課題に対する解決策

- 点字のない地図、掲示板
- ➡目的地まで誘導
- ➡点字地図・拡大地図の作成
- 点字テプラで点字シールを付ける
- 音声案内の設置
- インターネットを使つての情報配信

点字を使用しない視覚の方に対する支援にもなる

### Break Time

- 地図に点字があったとしても、教室に正確にたどり着ける？
- 「〇〇号室」という教室の表示をどのように把握する？

心理教棟 106  
(クラスマネジメントラボ)



### Break Time

ドアの取手の付近に「○○号室」という点字シールや拡大部屋番号を添付すると教室番号を把握できます(^^)

拡大図(例)



調査で見つかった課題  
(内部障害)

### 調査で見つかった課題

- オストメイト対応のトイレが完備されている所が少ない  
→特別な装置がないと排泄の処理が**困難**



完備していたのは、共通講義棟1階、宇生会館の身障者用トイレの2カ所!


共通講義棟1階 身障者用トイレ

### 課題に対する解決策

- オストメイト用水洗器具が完備されている場所が少ない  
→オストメイト用水洗器具の完備

☆オストメイト対応のトイレである場合、マークが分かりやすい場所に提示されていると安心☆

【参考】  
☆オストメイト対応トイレパック…55万円～  
※工事費別  
変動の可能性あり



調査で見つかった課題  
(聴覚障害)

### 調査で見つかった課題

- 視覚的情報がない  
→**情報が入らず**、動けないことも

### 課題に対する解決策

- 視覚的情報が無い
- ➡ 情報を手話や筆談で伝える
- ➡ 視覚的に知らせる機器  
(パトライトや電光掲示板)の設置

【参考】  
点光で知らせる警報器  
(パトライト)  
…8,000円～  
※変動する可能性あり



～わかふじ東郷特記～  
<http://blog.canpan.info/wakafuji/img/2009/3/pg>

### 調査の感想

### 調査の感想

- 障害に応じて、異なる視点から考えることで気づく点が多々あった。
- ➔ 何がバリアになるかは人によって異なる

### 道の真ん中にある点字ブロック

車いす利用者にとっては点字ブロックも段差となる



(大教室、音楽教棟、特別支援教育センターに向かう道)

### 調査の感想

- 利用者の立場からのバリアフリーではなく、マニュアル頼りになってしまっていると感じる部分があった。
- ➔ 利用者の立場で体験してみて、バリアがわかった。バリアフリーを考えた設備でも、使えることが大切。

### 音楽教棟へのスロープ (屋外)

雑草も車いすからするとバリアとなる



体育館への坂

### 調査の感想

- 支援の必要性や心がけの大切さを実感した。
- これまで挙げた課題に対する解決策で述べたものだけでなく、その人に応じた支援が必要となる。

大教室、音楽教棟、特別支援教育センターに向かう道



### 一人一人に合った支援

- 目的地まで誘導？
  - バリアフリーマップの提供？
  - 口答で道を的確に説明する？
- ⇒どの支援が適切かは利用者判断する
- ☆マニュアル通りの支援ではなく、  
利用者に合わせて支援を☆

### 課題

- バリアフリー
- ☆物理的なバリアフリー
- ☆心理的なバリアフリー

### 物理的なバリア

- 段差
  - 点字ブロックのない道
  - 階段で囲まれている建物
  - 車いすやオストメイトに対応していないトイレ
- etc...

### 心理的なバリア(心のバリア)

- 障がいのある人に対する社会の偏見や差別  
→「障害者は、支援がなければ何もできない」
- 障がいのある人に対する社会の理解不足  
→聴覚障害者は、補聴器をつけるとすべて聞こえる

今すぐわたしたちにできること

### 物理的なバリアの解消 その①

- 段差の解消 (スロープの設置)
- エレベーター設置工事
- 点字ブロックの設置
- 身障者用トイレや  
オストメイト対応のトイレの設置 etc...

But...

先ほど示したように、費用や時間がかかり、  
すぐにとりかかったとしても、実現できるのは数年後  
の可能性も...

そのために...

バリアフリーマップの活用を

☆バリアフリーマップを使うと...

- 今の設備でも目的地に到着出来る
- どこに必要な設備があるのかが分かる
- 安心して大学の中で過ごすことが出来る
- 利用者だけでなく支援者も知識を得られる

### 物理的なバリアフリー その②

- 困っている人を見かけたら  
「大丈夫ですか？」と声かけを  
※あくまで主体は利用者です
- 日頃から何がバリアになるのか  
考える姿勢を身につけよう  
→実際に困っている人が目の前にいた時に  
支援しやすくなるのでは

### 心理的なバリアフリー その①

• 障害に対する理解を広げる

→大学… 障害理解のフォーラムなどを積極的に  
開催する(障害理解の推進)

職員・学生… 積極的に障害学生の支援や  
フォーラム・ボランティアに参加を

### 心理的なバリアフリー その②

5領域の特別支援の免許が取れる大学は  
全国的にも珍しい

- 障害学生の進学はこれからも増えていく可能性  
→障害の種類や程度に関係なく誰もが過ごしやすい  
大学にするために

### 心理的なバリアフリー その③

- 人々が**バリア**について知ることが大事
- たくさんの方が情報を発信してより多くの人に広げていくことが大切
- → **自分の身近で起こっていること**として捉えよう

バリアフリーマップの活用は  
障害理解にもつながる

### バリアフリーマップ

- 今回作成したバリアフリーマップ  
主に…

肢体不自由(車いす)  
内部障害(オストメイト)

の視点

バリアフリーマップがあることで  
より快適に過ごすことができるのでは…。

「共生社会」を目指して

誰もが過ごしやすい大学へ…

## 意見交換

何かご質問があれば、お気軽にお尋ね下さい(\*^o^\*)

アンケートにご協力ください。

書き終わりましたら、受付までお願いいたします。

本日は  
お忙しいなかご参加いただきまして  
誠にありがとうございました

<バリアフリーマップ>

本学のバリアフリーマップは、障害学生支援室の学生スタッフが学内のバリアフリー状況の調査を行い作成したものです。このバリアフリーマップは、「本学を利用する方」が今に学内で移動に困って頂きたい、「目的が知れる」とある支障とは何が「ついて」考えて頂くことができてほしいと思っています。

**障害学生支援室について**

福岡教育大学障害学生支援室は、平成21年11月に開設。障がいのある障害のある学生への教育及び学生生活の支援を行っています。

**主な支援内容**

- 支援者の派遣
- 教材/学習機材/教材、教具/教材などの提供
- 教職員への配慮依頼
- 支援機器の貸出
- 機材整備
- 実習支援
- 就職支援 など

**支援学生募集!!**

障害学生支援室では障害のある学生への教育及び学生生活の支援を行っています。支援学生として登録した学生が、授業の受けこぎや自分のスケジュール管理等で活用し、障害のある学生への支援を行っています。  
 現在登録している学生は88名、H27-2年度です。支援学生は支援を通じてたくさん仲間を囲み、笑顔で学んでいます。  
 詳細ももっと知りたいという方は、障害学生支援室(0540-72-6062)までお気軽にご連絡下さい。皆さんの支援をお願いします。  
 実施時期 PCチャット/ポートフォリオ/教材/教材/教材/教材/教材



# 福岡教育大学 バリアフリーマップ

Fukuoka University of Education  
ACCESSIBILITY MAP



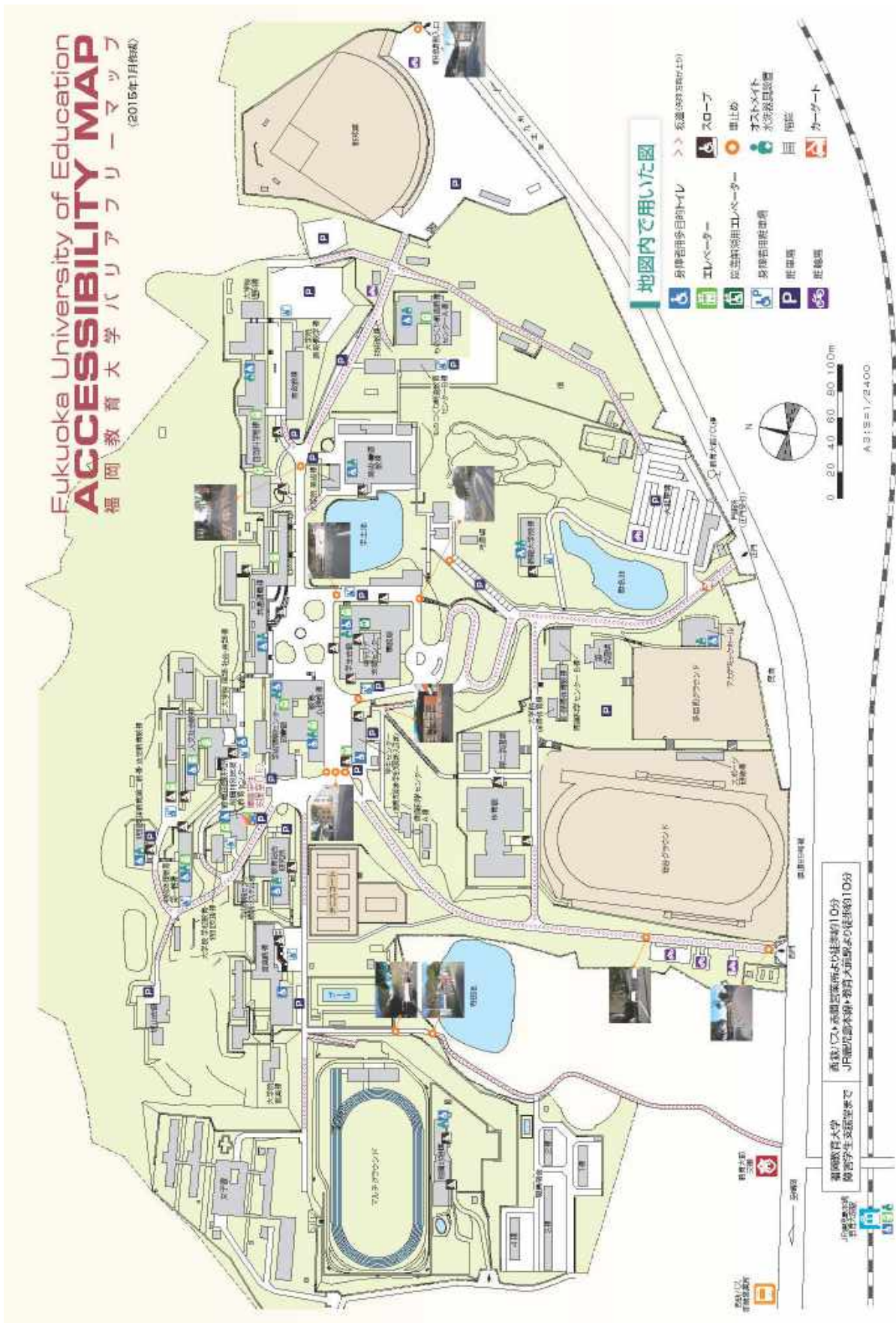
**福岡教育大学障害学生支援室**  
 Office for Students with Disabilities, Fukuoka University of Education  
 〒814-0102  
 福岡県糟屋郡宇美町1-1-1  
 福岡教育大学教育学部研究棟 附属特別支援教育センター1階  
 電話番号 TEL.0540-72-6062 (内線)  
 FAX.0540-72-6459  
 E-mail: aedashi@fue.kyushu-u.ac.jp

**キャンパス内風景**



正門  
図書  
学生センター  
教職員事務室  
学生生活センター  
講義ホール  
カフェ  
学務学生支援室  
教職員会議室  
附属特別支援教育センター  
(1F: 障害学生支援室)





＜福岡大学 聴覚障がい学生の支援に向けたノートテイク講演会発表資料＞

### 聴覚障害に関する基礎知識



福岡教育大学  
太田富雄

#### 支援対象になる聴覚障害者とは

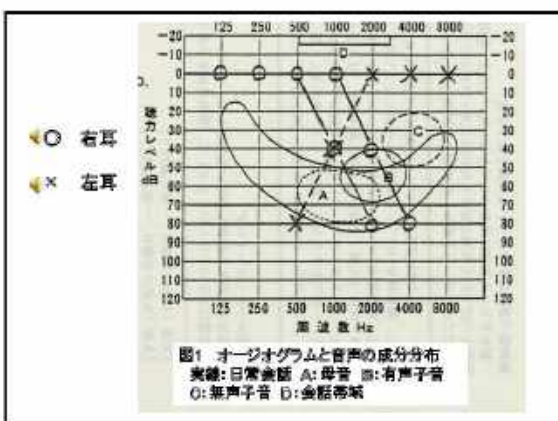
学校教育法施行令第22条の3

**聴覚障害者** 「両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの」

大学入試センター「受験特別措置の対象となる者」

- ①両耳の平均聴力レベルが60デシベル以上の者
- ②上記以外の聴覚障害者

**支援対象も支援内容も聴力レベルだけでは決められない**



#### オージオグラム

- ・聴力検査結果を記入するもの
- ・右耳は○、左耳は× で記入
- ・0dBは青年聴者の平均と考えてよい
- ・数字が大きくなる程、聴力が低下
- ・通常の話し声が60dBぐらい

#### 平均聴力レベルの求め方

500Hzの値をa、1000Hzの値をb、  
2000Hzの値をcとして  
平均聴力レベル=(a+2b+c)/4

### 平均聴力レベルが同じなら 同じように聞こえる？

Aさん: オージオグラムの○印の聴力型  
Bさん: オージオグラムの×印の聴力型

2人とも平均聴力レベルは40dB

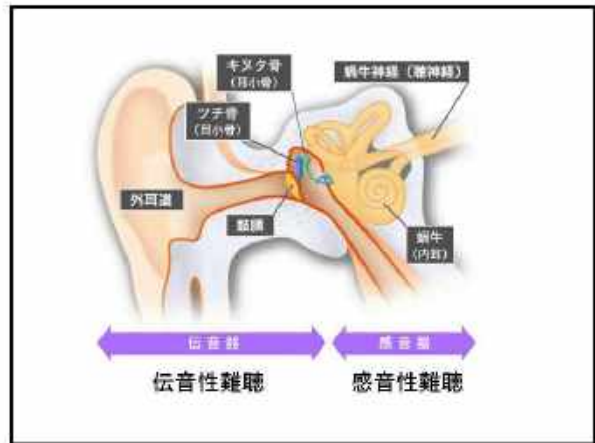
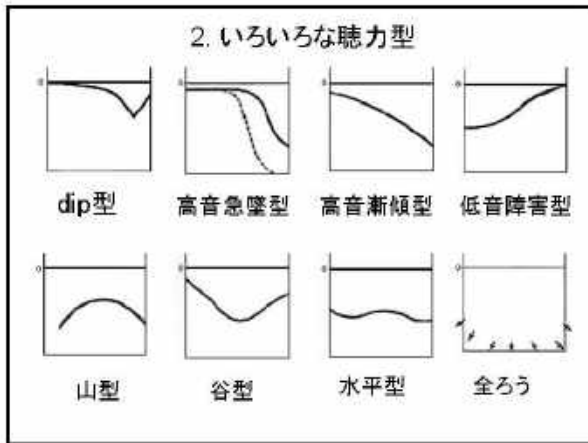
### 聴覚障害の程度と型

#### 1. 程度(WHOによる分類)

平均聴力レベル

- 25dB以下: 正常
- 26～40dB: 軽度
- 41～55dB: 中等度
- 56～70dB: 準重度
- 71～90dB: 重度
- 91dB以上: 最重度





### 伝音難聴と感音難聴の比較

	伝音	感音
障害部位	外耳、中耳	内耳
純音聴力: 気導	悪い(低音域)	悪い(高音域)
骨導	良い	悪い
語音聴力	比較的良い	悪い
聴力回復: 手術	○	△(人工内耳)
補聴器	○	△
薬	×	△

### 聴能の評価

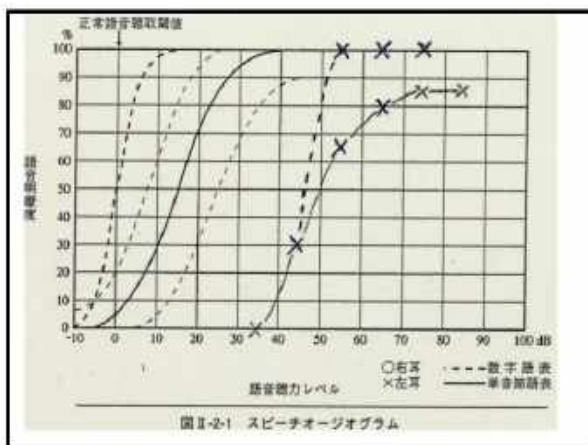
聴覚経験者なら個別指導計画を持っている筈  
基本的な評価(例)

- ・純音気導聴力検査
- ・純音骨導聴力検査
- ・語音弁別検査(数字、ことば)

例: 67s語表 : 1桁の数字、単音節のことば  
結果をスピーチオーディオグラムと言う

- ・音場聴力検査

補聴器の装用効果を調べるための検査  
ヘッドホンではなく、スピーカから出る音を  
裸耳と補聴器装用耳で聞き取る。域値の差が  
補聴器による利得となる。  
例: 100dB(裸耳)-50dB(装用耳)=50dB(利得)



**正常語音聴取曲線(数字)**  
平均聴カレベル+10dBあれば100%聞き取れる  
平均聴カレベルでも50%聞き取れる

**正常語音弁別曲線(単音節)**  
平均聴カレベル+40dBあれば100%聞き取れる  
平均聴カレベルだとほとんど聞き取れない

\* 伝音性難聴の場合: 正常な曲線が平行移動  
感音性難聴の場合: 大きくすると音が歪み、  
成績が低下することがある。

↓  
大きくすればいいというものではない。

聴能と要求するモードとは必ずしも一致しない

Q: 補聴器を使用して語音明瞭度が95%あるならば FM補聴器を使用すれば解決できると考えてよいか?

A: だめ。

95%と言うのは、静かな防音室で短時間の検査のため聞くことに全神経を集中させて聞きとったもの。日常生活すべての場面で聞き取れている訳ではない。授業形態、授業内容、教室環境、本人のニーズ等により決める。

2. 難聴児の聞こえ[疑似体験]

■オーディオグラムで

500Hzまでは 0dB、1kHzは 40dB

2kHzは 80dBという聞こえの人は次のように聞こえます。

(1)童謡の曲名を当ててください

◀1曲目 ▶2曲目 ▶3曲目

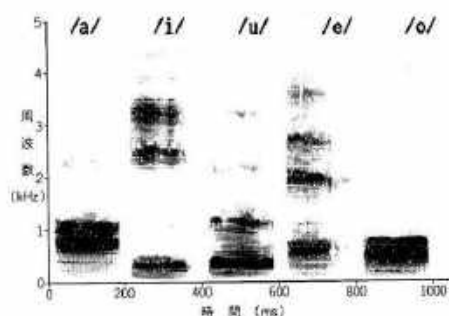
(2)ことば(単音節)を書いてください

(2)単音節の聞こえ

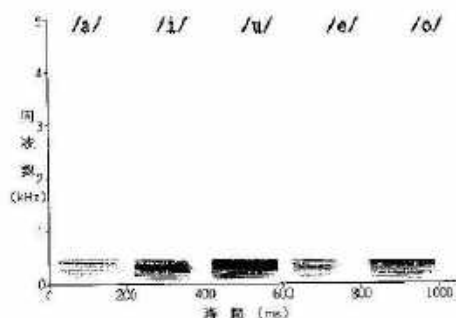
- 今から「あ」とか「た」とか聞こえてきます。
- 聞こえたとおりに書いてください。
- 「た/ta/」と聞こえたら、例のように  
子音/t/と母音/a/に分けて記入  
/\*a/と聞こえたら母音の/a/だけ  
書いてください。

最初ピーツと鳴って、いきなり音が出ます。  
よーく注意して聞いてください。👇

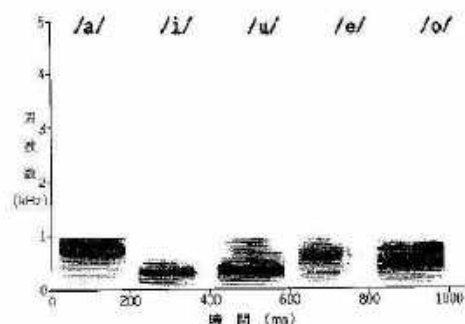
日本語5母音のホルマント



500Hzまでしか聞こえない時のホルマント



1kHzまで聞こえる時のホルマント



### 読話でわかるか？

- 私が今から短文を言いますので  
読話してください
- (1)読みとったとおりに書く 1問目 2問目
- (2)質問に対する答えを書く  
もし、私が「あなたの名前は何ですか」と  
言ったと思ったら、皆さんは自分の名前を  
書いてください。 1問目 2問目

### 読話はとても難しい

- 質問文1で、もし子どもが「6」と答  
えたら、  
教師の質問がわからなかったのか、  
計算の仕方がわからないのか、  
混同されてしまうことがある。  
教師は発問が正確に伝わったかどうか  
を確認する必要がある。

### 皆さんが聴覚障害学生だとしたら 【模擬体験】

- 大学の講義を「手書きノートテイク」で  
支援を受けると・・・
- PCテイクで支援を受けると・・・

2014年9月10日(水)

## ノートテイク・ パソコンテイク実演

福岡教育大学  
障害学生支援室  
内田佳織

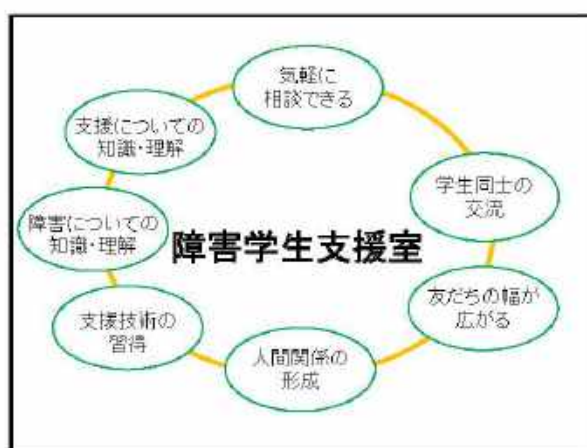
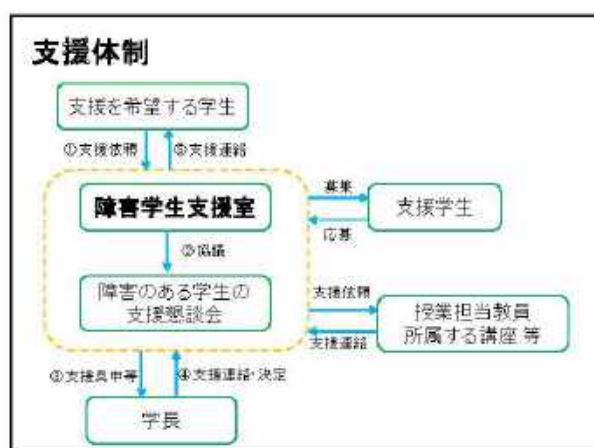
### 福岡教育大学 障害学生支援室

- 2009年11月に設立
- 3名の職員が勤務
- 障害のある学生への教育及び学生生活の支援を実施



支援は学生が担当  
現在は75名が支援学生  
として登録している。

障害学生支援室の様子



### 「支援について考える」


障害学生支援室 勉強会より

#### 障害学生支援とは？

- 平等な立場を作る。  
→ そのための環境を作る、困難を解消する。
- 支援する側も受ける側も、障害について理解する。

#### いい支援とは？

- 相手の立場で考える。(主体は利用している学生)
- みんなで一緒に考えていく。
- 信頼関係を築く。




### 「支援について考える」

障害学生支援室 勉強会より

#### 何のために支援活動をしているのか？

- 自分ができることで、役に立てたら嬉しいから。
- 学ぶことがあって、自分にもプラスになるから。
- いろんな人と交流できて楽しいから。
- 友だちとして、利用学生のことを応援したいから。

「支援をする」ということが当たり前のようになっている気がする。



### 高等教育機関における障害のある学生の 修学支援に関する実態調査結果 (JASSO、2013)

- 1,190校(回収率100%)
- 障害学生数 13,449人  
障害学生在籍率 0.42%
- 支援を受けている障害学生数 7,046人  
全障害学生に対する割合 52.4%



### 福岡教育大学における 聴覚障害学生支援

- 全ての講義に情報保障配置

- 視聴覚教材への字幕挿入

### 情報保障とは？

- 一般的な定義

「場を共有する**すべての人が、同質、同量の情報を得て、その場に参加できるようにするための活動**」

- 雑談や雑音も含む情報を得る。
- まわりと一緒に笑ったり、驚いたり、考えたりする。

大学ノートテイク支援ハンドブック、人間社(2007)

### 情報保障手段の比較

	ノートテイク	PCノートテイク	手話通訳
方法	手書きで要約	PC使用で要約	手話を使用
必要人数(90分)	2名	1人入力:2〜3名 連携入力:3〜4名	2名
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報量が少ない</li> <li>・図、教式にむく</li> <li>・配付資料への書き込みにもく</li> <li>・タイムラグ有り</li> <li>・いつ、どこでもできる</li> <li>・準備が簡単</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報量が多い</li> <li>・図、教式に不向き</li> <li>・デジタルデータ化可能</li> <li>・タイムラグ有り</li> <li>・音声情報が多い授業にもく</li> <li>・準備時間、場所、技術が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報量が多い</li> <li>・図、教式は無理</li> <li>・タイムラグ少ない</li> <li>・ゼミ、ディスカッション、実習にもく</li> </ul>
費用(時給)	500〜1500円	500〜1500円	2000〜3000円※ 技能・専任性による
養成	簡単	簡単	困難

### ノートテイク

- 手書きによる情報保障
- いつでもどこでも手軽にできる。

聞く

集中して、先を予測しながら聞く。

記憶する  
理解する

話の展開、話し手の意図をつかむ。  
要点をおさえ、正確に理解する。


要約する

話し言葉を凝縮する。

書く

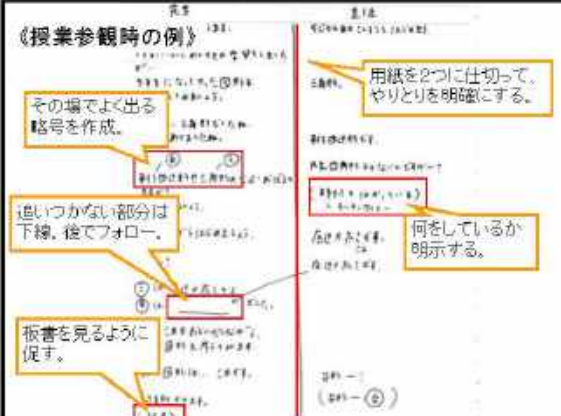
読みやすい文字、文で書く。  
遅れずに書く工夫をする。

## ノートテイクのポイント



- ① 読みやすく**
  - 適度な余白を空けて、読みやすい字で書く。
  - 一文が長くなり過ぎないように書く。
- ② 忠実に**
  - 主体を明確に、趣旨を忠実に。
  - 内容を略しすぎないように、要旨を捉えてまとめる。
- ③ 遅れずに**
  - 略字や略記を活用したり、漢字をカタカナで書く。

## 《授業参観時の例》



その場でよく出る略号を作成。

追いつかない部分は下線、後でフォロー。

板書を見るように促す。

用紙を2つに仕切って、やりとりを明確にする。

何をしているか明示する。

「知的障害者にとってのバリアフリー」

「バリアフリー」という言葉は、この10年で大変一般的な用語になりました。この言葉を知ったことがないという人は、もう、ほとんどいないのではないのでしょうか。

ただ、その具体的なところについては、まだコンセンサスが回られていないのではないのでしょうか。

「バリアフリー」と聞いたときに、みなさんはどんなことを思い浮かべますか。駅のエレベーターとか、階段のスロープとか、道路の段差をなくすとか、そういうことがバリアフリーという人が大半だと思えるのですが、みなさん、いかがですか？

では「知的障害者のバリアフリー」という一体どういうことか見当がつくでしょうか。実際、車椅子のイメージと一緒にこの「バリアフリー」という言葉は普及していったと思いますが、そういった事例は、バリアフリーのごく一面面に過ぎないわけです。

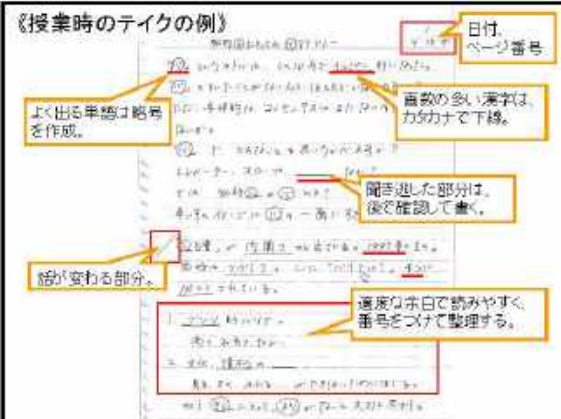
障害者白書というのが内閣府から出されています。これは1995年のものなので当時は総理府と言っていました。この中にバリアとは何かということが4つに分類されています。

1つは、物理的なバリアです。高さ、長さ、時間などの物理的な要因をさしています。

2つめは、文化・情報のバリアです。見る、聴く、話す、嗅ぐ、味わう、触れるということができないために生じるものをさすそうです。こういう制約が文化的な営みの制約につながるということです。

例えば、聴覚障害者にとって、手話通訳などのサービスが利用状態では、聴く、話すという点で大きな不利を被ることが生活上の様々な場面であると思われま

## 《授業時のテイクの例》



日付、ページ番号

よく出る単語は略号を作成。

頁数の多い漢字は、カタカナで下線。

聞き進んだ部分は、後で確認して書く。

話が変化する部分。

適度な余白で読みやすく、番号をつけて整理する。

## 配付資料・教科書への工夫・対応

- 参照箇所を書き伝える。
  - \* 利用学生に直接指し示す。
- 場合によっては、資料に直接書き込む。

《教員に配慮を依頼する場合》

- 参照箇所を具体的に明示してもらおう。
- 例)「〇ページの△番の図を見て」
- 資料には、ページ番号、図表番号を入れてもらう。
- 指示語ではなく、具体的な言葉で説明してもらおう。
- 余白を多めにとった資料を準備してもらおう。

## スライドへの対応


- 音声情報を優先に書く。
- スライドに番号をふったり、コピーに書き込んだりして、参照箇所を分かりやすくする。

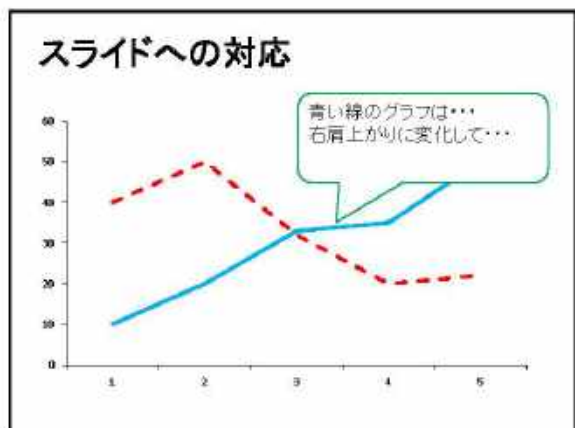
《教員に配慮を依頼する場合》

- 参照箇所を具体的に明示してもらおう。
- 例)「〇ページの△番の図を見て」
- スライドのコピーをもらう。

カラーの資料であれば、図が見やすく、具体的な言葉でもテイカーが図を確認しやすい。

例)緑の吹き出しの部分





### 利用学生の立場で感じたこと

障害学生支援室 敬禮会より

- 難しい！
- 文字だけが情報源であることを実感した。
- スライド、PC、教科書、資料など、いろんなものを見ながら授業を受けるのは大変・・・。
- 考えていると、すぐに情報がなくなってしまう。
- 文字情報に頼っているのに、ささいな情報でも大切だと感じた。
- 周りの雰囲気分からない・・・。

### パソコンテイク

- 福岡教育大学では、IPtalkを利用したパソコンテイクを行っています。

黒板LAIを使用しているため、離れた場所でもテイクが受けられます。

マイカーが入力した文字が、手元のタブレット型パソコンに表示されるようになっています。

### 字幕挿入

- 授業で使用する視聴覚教材へ字幕を挿入しています。

字幕挿入のルールを、利用学生とともに考え、統一。  
→ より見やすい字幕挿入を行っています。

これはみんなの心のアートをまとめたものです。→

### その他の活動

- バリアフリーマップ作成

Johoku University of Education  
Barrier-Free Map

バリアフリーマップに関する作成報告会  
日時: 9月16日(火) 14:30～  
場所: 共通講義棟 107教室